

令和6年度

政策提言書

公益社団法人 隊友会

公益財団法人 陸修偕行社

公益財団法人 水交会

航空自衛隊
退職者団体 つばさ会

目 次

はじめに	1
1 憲法の改正	2
(1) 国を防衛する実力組織として憲法に明記	
(2) 緊急事態条項の整備	
(3) 国民の国を守る義務の明記	
2 防衛に関する基本政策の見直し	
(1) 米国の拡大抑止の実効性向上	
(2) 防衛装備移転の実効性向上	
3 自衛隊の行動等の実効性を高める法改正等	
(1) 自衛隊の運用に係る現状の課題を克服するための法改正等	
(2) 新たな戦い方に着目した法改正	
(3) 警戒監視等新たな行動の規定と関連する法整備	
4 わが国自身の防衛体制の強化	
(1) 防衛力を戦略的に活用しうる国全体の体制の確立	
ア 戦略要素の総合的活用体制の強化	
イ 内閣官房が統括する戦略的コミュニケーションの向上等	
ウ 政府の主導による地方公共団体・民間団体との協力体制の構築	
エ サイバー・セキュリティ体制の確立	
オ セキュリティ・クリアランス体制の確立	
カ 教育の体制及び学術的かつ総合的な研究体制	
(2) 防衛省・自衛隊による統合運用体制の強化	
ア 統合幕僚長による統合防衛戦略の策定	
イ 新編される統合作戦司令部の実効性向上	
5 日米同盟による共同抑止・対処力の強化	

- (1) 日米グローバル・パートナーシップの実効性向上
- (2) 日米防衛協力の指針における任務役割分担の再検討
- (3) 拡大抑止の実効性を向上させるための取組

6 同志国との連携強化

- (1) 同志国等の戦略的な関係構築とその活用
- (2) 共同訓練等の効果的实施と適時の発信

7 台湾危機への対応

- (1) 武力紛争の抑止
- (2) 武力紛争への対応
- (3) 国としての総合的対処構想に基づく各種対処計画の策定

8 防衛力の抜本的強化

- (1) 領域横断作戦能力の向上
 - ア 宇宙領域に関わる取組
 - イ サイバー領域に関わる取組
 - ウ 電磁波領域に関わる取組
 - エ 情報戦等に関わる取組
- (2) スタンド・オフ防衛能力等の向上
- (3) 無人アセット防衛能力の向上
- (4) 陸海空の領域に関わる取組
 - ア 陸上防衛力の強化の着実な推進（水陸両用作戦能力の強化を含む）
 - イ 海上交通の保護能力強化の着実な推進
 - ウ 宇宙領域の活用を含めた警戒監視能力の抜本的な向上
- (5) 機動展開能力の向上
- (6) 国民保護体制の強化
- (7) 持続性・強靱性の向上

- ア 全国駐屯地・基地等の既存施設の強靱化
- イ 弾薬・燃料等の確保
- ウ 旧式装備品の保管等による持続性・強靱性の確保
- エ 空港・港湾・鉄道等の公共インフラ整備の促進
- オ 通信インフラ等の強化
- カ 装備品に関する相互運用性の向上
- キ 業務従事命令の拡大等による人的防衛力の確保
- ク 民間力の活用推進

9 防衛生産・技術基盤等の強化

(1) 防衛生産基盤に関わる取組

- ア 防衛産業活性化のための各種施策の推進
- イ 適切な調達制度・方式の検討
- ウ 装備品の製造・組立・修理等の予算の安定的確保と計画的な増強
- エ セキュリティ・クリアランス制度、サイバー・セキュリティの整備支援

(2) 防衛技術基盤に関わる取組

- ア 装備品の研究開発に関する中長期戦略の策定
- イ 省庁間及び官民協力による研究開発体制の充実・強化
- ウ 世界的な各種規格・標準に対する積極的な関与

(3) 防衛装備移転に関わる取組

- ア 防衛装備移転戦略の策定
- イ 政策推進機能の整備
- ウ 防衛装備移転管理機能の整備
- エ 情報収集・分析機能等の整備

10 人的基盤の強化

(1) 人的資源の戦略的・効果的な配分

(2) 自衛隊員法（仮称）の創設等

(3) 退職自衛官を防衛力そのものと捉えた新たな制度の検討

- ア 防衛力そのものとしての退職自衛官の登用
- イ セキュリティ・クリアランス制度導入への対応
- ウ 在職時部内資格の公的資格への書き換え

(4) 平素からの人的防衛力の確保・育成

- ア 多様な人材確保のための採用制度検討推進
- イ 部外委託の推進
- ウ 採用基準の見直し
- エ 予備自衛官制度の充実等
- オ 再就職支援等の拡充
- カ 事務官等の定員合理化適用除外

(5) 隊員の処遇等に関わる取組

- ア 自衛官に対する年金の拡充等制度の見直し
- イ 家族支援等施策の拡充推進
- ウ 各種手当の拡充等
- エ 育児・介護等との両立支援の充実
- オ 栄典・礼遇に関する施策の推進
- カ メンタルヘルス体制等の強化

(6) 有事における人員の確保

(7) 戦闘における殉職者に関わる取組

結びにかえて

はじめに

隊友会、陸修偕行社、水交会、つばさ会の4団体で政策提言書の共同作成を開始して9年目となりました。この間に自衛隊の活動基盤や関係法令については逐次見直され改善されてきていますが、むしろそのような改善の動き以上に国際環境の変化は大きくなっているのが現状です。

2年前に始まったロシアのウクライナ侵攻に見るように既存の国際秩序に挑戦する動きが顕在化するとともに、インド太平洋地域を中心に地政学的な競争の激化と歴史的なパワーバランスの変化が生じています。特に、わが国周辺においては、核・ミサイルを含む軍備増強が急速に進み、力による一方的な現状変更の圧力が高まっています。さらに、宇宙、サイバー、電磁波、IT環境が進化する中で的人工知能(AI)の汎用性が高まっていることなど、安全保障全般にわたり不透明かつ不確実な環境の渦中であって、わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただ中にあります。

このような厳しい安全保障環境を踏まえ、わが国として、より積極的かつ主体的に、そして国民一丸となり我が国の平和と独立を守る強い姿勢と体制強化が急務であると認識します。特に、憲法改正により自衛隊の地位・役割を明確化することは、本提言書で提言している多くの事項の根幹であり背景でもあると認識しています。さらに、戦略三文書に基づく抜本的な防衛力強化を推進するにあたり、活動の根拠となる具体的な関連法制整備が必要と認識しています。その上で、政府主導で官民一体となって防衛体制を強化することが必要であり、日米同盟や同志国との関係においても、より戦略的に国内外に発信できる態勢を構築することが強く求められてきています。また、令和6年度防衛関係予算では多くの前進がありました。現下の諸情勢を踏まえ、防衛力の抜本的強化はもとより、防衛生産・技術基盤等についてもさらに改善していく必要があります。なお、防衛力の根幹を担う人的基盤を強化するための方策等についても、継続して政策提言に盛り込んでおりますが、少子化などの影響により人材確保が更に深刻化しています。この現状を踏まえ、隊員の処遇の更なる改善が喫緊の課題であり、わが国が一つになり、省庁間及び官民協力のもと、多様で有為な人材を確保し、活動基盤である人的戦力を確保し育成し活用できる体制づくりが必要と認識しています。

本提言書においては、わが国の安全保障に係る本質的な提言をはじめとして、戦略三文書に関連する内容も含めた法制見直しや任務化すべき事項、各種体制や装備品及び人的基盤に至る抜本的な防衛力強化にあたっての諸課題の解決に資する以下の10項目を提言します。

1 憲法の改正

(1) 国を防衛する実力組織として自衛隊を憲法に明記

国家の最も基本的な役割は、国際社会における国家の存立を全うすることであり、そのために最終的な実力組織である自衛隊の存在は、創設以来70年にわたる隊員の真摯な努力により国民の中に定着してきました。

また、自衛隊は、国際平和協力活動等で海外での活動の幅を拡大し、国内外から高い評価を得てきました。しかしながら、自衛隊は国外では軍と見做されていますが、国内的には軍ではないとされているため、自衛隊が海外任務等で活動する際に自衛隊の持つ諸制約の影響で国際社会からは国際標準による軍とは異なるものと疑念を抱かれ任務等に支障が出る恐れがあることから、憲法上の地位を確定させることが必須です。

また、ロシアのウクライナ侵攻や、わが国周辺においても、力による現状変更を試みる国々が存在するように、平和を唱えるだけでは、わが国の平和と繁栄を維持できない厳しい国際社会の現実が突きつけられています。国内に対しても、大規模災害が生起した場合などの緊急時に自衛隊の能力を最大限に発揮する必要がある、内外のあらゆる状況に対して、国民一体となり、国土国民の存続と国益を堅持しなければなりません。

かかる諸環境の変化を踏まえると、憲法9条を改正し、「総理を最高指揮官とする、国を防衛する実力組織（国防軍）として自衛隊を保持する」と憲法に明記しその地位・役割を明らかにすることが必要であり、国際法上は諸外国の軍隊に認められる権限の行使は、憲法上も自衛隊に認められる旨を明記し、今の憲法に特有の制約をなくすことが必要です。

さらに、本提言書において提言している法改正や体制整備等の背景的事項であり根源となるのは憲法であり、これらの諸課題を解決するには憲法の改正が必須であります。また、わが国防衛の主力として行動する隊員に対しては、高い使命感を堅持し、国防に任ずる拠り所を確保することが肝要であり、隊員が誇りをもって職務に専念できる活動基盤や処遇等について抜本的な改善を図るためにも、憲法9条の早期改正を強く提言します。

(2) 緊急事態条項の整備

国家が緊急事態の際に国土・国民を守るべく、国として最善の対処をするためには、公共の利益のために合理的に必要と認められる範囲内において、国民の自由及び権利を制限し、また、義務を課することができるようにする必要があります。このため、わが国に対する外部からの武力攻撃、内乱、大地震その他の異常かつ大規模な災害、影響力の大きい感染症等において緊急権を発動するため、憲法に緊急事態条項を整備することを強く提言します。

(3) 国民の国を守る義務の明記

国民がわが国の安全保障政策に自発的かつ主体的に参画できる環境を政府として整えていくことが不可欠です。また、国民には生存する権利のほか、言論・集会の自由等のさまざまな権利が与えられる反面、一定の義務を負うことを明確に定義しなければ、真に国防意識は定着しないものと考えます。併せて、国民の国を守る義務が明らかに示されれば、国内において、義務教育をはじめ様々な教育において国民に普及でき、国を愛する気持ちと帰属意識を高めることができると考えます。このような観点から、憲法に国民の国を守る義務を明確に定めることを強く提言します。

2 防衛に関する基本政策の見直し

力による現状変更を是とする国々から、わが国の平和と独立を守るべく、憲法に則り、防衛力を活用し、国力を総合的に発揮することにより対応できる「総合的抑止」を実現することが必要です。

(1) 米国の拡大抑止の実効性向上

米国の拡大抑止の実効性を高めるため、平時から状況に応じて核搭載米軍艦艇等の領海通航や寄港を認めるとともに「拡大抑止協議(EDD:Extended Deterrence Dialogue)」の内容を深化させ、わが国が関与するメカニズムづくりを目指すことを提言します。

(2) 防衛装備移転の実効性向上

防衛装備移転三原則とその運用指針の見直しに加え、戦略三文書に示された防衛装備移転に係る基本理念や目的を実現すべく、政府としての組織作りを含めた総合的かつ実効性ある体制づくりを提言します。

3 自衛隊の行動等の実効性を高める法改正等

(1) 自衛隊の運用に係る現状の課題を克服するための法改正等

事態認定以前の平時とも有事とも言い難いグレーゾーンにおける自衛隊の機動展開等に関しては、関係機関や自治体に対し、火薬類取締法、道路交通法、道路法、電波法、土地収用法、都市計画法等の法律に基づく申請と承認が都度必要となるのが現状です。また、これらの現行法制が適用除外とできるのは事態認定後ですから、早期の抑止態勢の確立に支障をきたす恐れがあります。例えば、車両制限令に示す車幅、車長、車高を超える車両の通行は、国道、県道、市町村道毎に申請する部署が異なる等、承認まで一定の期間を要します。また、平時の燃料や弾薬の集積は防衛省の管理地域(演習場等)に限定され、それ以外の地域への集積は管轄の消防長の承認を得て10日以内の集積に限定されています。

かかる観点から、我が国の防衛の目的に鑑み、事態の逼迫に応じつつ先行的な作戦準備が必要であるとともに、抑止態勢を早期に確立できるよう、努めて早期に事態認定を行うことが肝要です。このため、政府をあげて実施するシミュレーション訓練を通じて、制定後 20 年を経過した事態対処法に示す事態認定行為を総点検し、果敢な事態認定を演練できるよう提言します。加えて、自衛隊の運用に係る関係省庁管轄の多数の法律を、例えば総理の指示により、事態認定と切り離し、適用除外できる等の枠組みの検討についても併せて議論されるべきです。

更に、日米共同行動は抑止態勢を高める上で重要ですが、米軍行動関連措置法における土地の使用や防御施設構築措置は自衛隊が武力攻撃予測事態を認定したことに基づき実施できるのに対し、米軍は武力攻撃事態認定以降にしか実施できないことから、日米共同で同時かつ呼応した作戦ができない状況であり極めて問題があると言わざるを得ず、早期改正を強く提言します。

(2) 新たな戦い方に着目した法改正

戦略三文書で強調された、能動的サイバー防御（ACD：Active Cyber Defense）や無人アセット防衛能力等の早急な整備が必要であり、また、能動的サイバー防御に必要な相手側の発信源の特定（アトリビューション）には、憲法第 21 条「通信の秘密」の解釈やその実務規則である電気通信事業法の改正が必要となります。更に、相手側の攻撃プログラムを無効化するには不正アクセス禁止法の改正が必須です。今後、サイバーに関わる人材育成プログラム等も含め産官学一体となった国家レベルの検討が望まれます。

また、無人アセット防衛能力についても、自衛隊が運用するドローンの航空法、通信法上の位置付けは、民間事業者レベルであり、未だ有事を想定した法整備はなされていません。更に無人艦艇（USV：Unmanned Surface Vehicle）等についてもまだまだ課題は山積みです。自衛隊の現有無人アセット装備に係る法整備はもちろんのこと、将来の運用構想に基づく新たな無人アセット装備品を見越した先行的な法整備等、新たな戦い方に着目した法整備を早急に行うことについて強く提言します。

(3) 警戒監視等新たな行動の規定と関連する法整備

南西諸島などにおける警戒監視については、防衛省設置法第 4 条第 18 号の規定に基づく従来の情報収集とは性格や目的を異にしており、新たな行動として規定する必要があります。また、現状においては、領水内を潜没して航行する潜水艦に対しては、海上警備行動で対応することとされていますが、本来、外国軍艦が国家主権を脅かす行動に対して警察活動をもって

対処するのは不適切であります。かかる状況に迅速かつ適切に対応できるよう武器使用に係る条件や対処要領について見直すこと等を含め、自衛隊法に新たな行動を規定する必要がある、これらについては関連する法整備を含めた処置について強く提言します。

4 わが国自身の防衛体制の強化

(1) 防衛力を戦略的に活用しうる国全体の体制の確立

ア 戦略要素の総合的活用体制の強化

国家安全保障戦略に示された戦略要素、即ち政策手段としての外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力を体系的に組み合わせ、有機的に関連させて内外に戦略発信できる体制を強化することが必要と考えます。

国家安全保障戦略や国家防衛戦略においては、国際的な枠組みの活用や同盟関係、同志国との連携体制を活用することが示されていますが、わが国の国益を守るための戦略的な目的や目標を、具体的な方法・手段によって、よりタイムリーに発信し、わが国が国際社会やさまざまな国際的な枠組みの中でリーダーシップを発揮することにより、国際社会で影響力を発揮し、ひいては抑止力を発揮できる体制を構築することが必要と考えます。

また、戦略要素を総合的に活用し影響力を発揮し、効果的な発信を行うためには、中長期的な視点も必要と考えます。防衛力を抜本的に強化することは、中長期的には防衛力を戦略的に活用するために有効ですが、わが国の経済的な繁栄や世界に誇れる技術力の進化・育成とこれらに連動した国際的競争力の強化についても、外交の場においても、防衛力の世界的規模でのプレゼンスも全て有機的かつ総合的に連動させる必要があります。さらに、時代とともに変容する国際環境に対応し、二国間、多国間の関連性も変化させることも必要ですが、国家間の連携関係を、わが国として主体的かつ主導的に構築する姿勢も重要であり、戦略要素の総合的活用体制を強化していくことを強く提言します。

イ 内閣官房が統括する戦略的コミュニケーションの向上等

国家安全保障戦略や国家防衛戦略で示された、戦略的コミュニケーション（SC：Strategic Communication）については、現状では、バイ、マルチの枠組みにおける共同訓練を通じた、柔軟に選択される抑止措置（FDO：Flexible Deterrent Options）の限定的な運用にとどまっているように認識しています。同盟国や同志国との共同訓練を実施するうえで、実施するタイミング、場所と活動エリア、さらには、どの戦略要素を使い戦略メッセージを発信するかを政府主導で決めていくことが必要です。

外交の場や国際的な会議の場、報道の機会、経済、IT 分野がそれぞれの狙いや組織的利益のみに基づき単発的に発信するだけでなく、一貫性をもって、外交、防衛、情報、経済、技術の戦略要素に対して具体的な方法・手段を連動させ、社会の反応を評価する活動も必要と認識します。より効果的な戦略発信を行うためには、内閣官房が、総合的に各戦略要素の現状と動きを統括し、わが国の国益を維持し、わが国の優位性を国際社会で確立するためには、方法・手段を具体的に定め、戦略的に発信し評価改善していく体制を構築していくことについて強く提言します。

さらに近年では、インターネットをはじめとして各メディアが戦略的な意思発信の媒介となり、少数の意志を持った発信源から放たれた様々なメッセージが大衆に広く感化・浸透し世界規模での世論形成の場となっており、安全保障上看過できない状況となってきました。これらの状況を踏まえ、さまざまな戦略要素を有機的に活用し、関係省庁や官民一体となった情報収集、分析評価、情報発信の体制づくりが必要と認識し、認知戦・情報戦等への対処体制の強化を提言します。

ウ 政府の主導による地方公共団体・民間団体との協力体制の構築

わが国の防衛体制を強化していくためには、防衛力整備や運用体制の強化はもとより、その基盤となる国民全体の総合力を有機的に連携させ、活用できる体制づくりが必須となります。そのためには、複数の省庁、複数の自治体を跨いだ人の柔軟な運用や各種機能を活用できる体制が必要であるとともに、民間力の活用も重要になります。有事に連携し活用できる体制を造るためには、平素からの協力体制や関連する法整備が必要であり、政府主導による地方公共団体・民間団体との協力体制を構築していくことを強く提言します。

エ サイバー・セキュリティ体制の確立

わが国においては、近年、サイバー・セキュリティに関する認識と危機感が高まり、防衛省や、他省庁の各機関、民間企業においてもサイバー・セキュリティを高める方策が講じられ始めています。一方で、それぞれの組織や機関独自で整備されているのが現状です。また、インターネットを中心に SNS や AI（人工知能）の活用など IT 分野における技術の進歩や大衆化が進んでいます。これらの点を考慮し、わが国の安全保障におけるサイバー分野での一貫した対処と対策を講じられる体制を整備し強化していくことが必要であり、省庁横断的かつ官民の協力体制を確立していくよう提言します。

オ セキュリティ・クリアランス体制の確立

進化する IT 環境とわが国の防衛装備品の導入や運用・管理における

保全体制を確立すべく、セキュリティ・クリアランス（SC：適格性評価）体制の実効的な整備が必要となっています。本年5月にはセキュリティ・クリアランス制度を創設するための新法「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」が成立いたしました。同制度に基づく体制の整備においては、経済安全保障の観点からも関連企業の理解が必要であり省庁間や官民の連携強化が必要であるとともに、関係諸国との連携に基づきつつも、わが国が主体的に制度作りと評価体制づくりを進めることが必要であり、わが国としてのセキュリティ・クリアランス体制を整備することを提言します。

カ 教育の体制及び学術的かつ総合的な研究体制

わが国を国民自身の手で守ることについて、若い世代に対する義務教育から確実に教育を始められ、高等教育に至るまでレベルに応じて着実に学ぶことができる体制を確立し、わが国に対する帰属意識を高める素地を築くことが必要であるとともに、段階的に安全保障についての理解を高めることが必要と考えます。

また、大学においても安全保障に関する研究・教育を積極的に進めていくことが重要と認識します。軍事研究や軍事史研究、戦略、軍備管理、地政学など安全保障に関する研究という未だに忌避感を示す傾向が大きいですが、これら分野にしっかりと向き合うことが必要な時代に直面していることを認識し、研究体制を充実させることにより国際社会において学術的にリードしうる態勢づくりが必要です。

また、わが国に存在する多くの安全保障に関するシンクタンクの個別の特徴を生かしつつ充実・発展させ、国益や安全保障の目標を推進するために政府として一元的に情報収集・整理、分析、評価し政府の戦略的判断に資するとともに、対外的にも情報発信しうる組織作りを提言します。

(2) 防衛省・自衛隊による統合運用体制の強化

ア 統合幕僚長による統合防衛戦略の策定

国家防衛戦略を踏まえるとともに、統合における戦い方として各自衛隊の最も効果的かつ効率的な活用や資源配分を確立するとともに日米の連携関係をより強固なものにするうえで、統合幕僚長による統合防衛戦略を策定することを要望します。特に、統合運用の実効性を向上させるため、陸海空の機能やユニットを連携させネットワークを構築し、柔軟かつ強靱に戦力発揮できる態勢を早期に構築することを要望します。また、各自衛隊の機能や能力を向上させるべく防衛力整備を行う上で、統合防衛戦略を防衛諸計画体系の中に位置づけて策定することを提言します。

イ 新編される統合作戦司令部の実効性向上

統合作戦司令部の新編により陸海空自衛隊の一元的な指揮が行える体制が作られますが、行政的な要素との峻別を図り、所定の規模と保全性を確保した上で作戦運用の実効性を向上させる必要があります。運用に関する指揮及び隊務に関する指揮に対する理解のもと、陸海空各軍種の有する司令部機能との適切な役割分担を確立するとともに、日米共同運用体制の構築、及び戦略的な防衛力の活用、適切な人的規模を段階的に整備すること等について提言します。

5 日米同盟による共同抑止・対処力の強化

(1) 日米グローバル・パートナーシップの実効性向上

日米グローバル・パートナーシップの中核は、日米安全保障条約に基づく防衛・安全保障協力であり、外交の場はもとより、自衛隊の任務・訓練等を通じてさらに実効性を向上させる必要があります。また、日米同盟は、インド・太平洋地域の安全・繁栄の礎であり、力による現状変更を試みる国々に対する抑止力となる必要があります。さらに戦略性をもって防衛力を運用できるよう外交、経済、技術、情報分野における具体的な協力体制を確立することを提言します。

(2) 日米防衛協力の指針における任務役割分担の再検討

日米が協力して対処する必要がある台湾危機をはじめ、中国、北朝鮮、ロシアなどに対する戦略的な対処体制について、反撃能力の行使を含め、再確認・再検討する必要があります。日米防衛協力の指針の見直しを提言します。

また、日米両政府が、平時から自衛隊と米軍の共同運用を図るための枠組み「同盟調整メカニズム (ACM: Alliance Coordination Mechanism)」についても、新編される統合作戦司令部を加え構成要素の拡充を図ること等により、日米の指揮統制について実効性の高い連携強化ができるよう提言します。

(3) 拡大抑止の実効性を向上させるための取組

実効性をさらに向上させる方策として以下の項目を提言します。

ア 具体的な日米両政府間プロセスに関わる検討の推進

イ 中距離弾道ミサイルのアジア地域への配備に関する検討の開始

6 同志国との連携強化

(1) 同志国等の戦略的な関係構築とその活用

自由で開かれたインド太平洋 (FOIP: Free and Open Indo-Pacific) の推

進、力による現状変更を阻止するための同志国との緊密な連携及び時宜に
適した同志国（枠組み）の関係構築及び戦略的方法・手段の効果的な選択を、
防衛装備移転や戦略的コミュニケーション（SC）の場などを活用して政策レ
ベルが主導していくことが必要である旨提言します。

また、日米の二国間関係の強化においても、志を同じくする地域のパート
ナーとの関係構築は重要であり。AUKUS や韓国やインドとの連携につい
ても充実させていくことが必要と考えます。中でも物品役務相互提供協定
（ACSA：Acquisition and Cross Serving Agreement）や技術協力のため
の枠組み作りなどを段階的に整備することを提言します。

（2）共同訓練等の効果的实施と適時の発信

自衛隊の訓練ニーズと関係国との訓練・交流の重要性を踏まえつつ、防衛
省・自衛隊が計画する訓練と各戦略要素（外交・経済・技術・情報）に関わ
るわが国政府として実施・参画する活動（例えばバイ、マルチの会談や会議）
と有機的にタイアップさせた活動を実施できる態勢を構築する必要があります。
柔軟に選択される抑止措置（FDO）等についても、訓練や活動エリア
を通じていわゆる地政学的な影響力についても発揮できるような活動態勢
をつくることを提言します。

7 台湾危機への対応

（1）武力紛争の抑止

米国と中国とが相互に相手の軍事行動を抑止しようとする状況が生起す
るなかで、中国の台湾に対する軍事的圧力強化に対抗すべく、米国は日本及
びオーストラリアなど同盟国に働きかけ台湾周辺海域や南シナ海における
軍事プレゼンスを高めるオペレーションを展開します。このようなプレゼ
ンス・オペレーションに呼応するわが国としての対応準備が必要です。また、
抑止段階においても、尖閣諸島や南西諸島の一部への自由なアクセスが中
国の軍事力によって遮断されるなどの状況が発生した場合、重要影響事態
に認定されることが想定されます。この際、事態認定を迅速に行えるよう基
準・手続きについての具体的かつ詳細な検討が必要となります。

このように武力紛争を抑止するため、さまざまな状況や段階を想定し、実
効的な対応ができるよう、国内体制を整備することを提言します。

（2）武力紛争への対応

抑止が破綻し、中国が軍事行動を開始した場合、米台共同による台湾防衛
作戦が開始され、さらにわが国に対する武力攻撃が予測される場合、日米が
共同してわが国の防衛に必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し事態を
緩和するための措置をとることとしています。この際に、武力攻撃事態等ま

たは存立危機事態であると認定され防衛出動が下令されてはじめて自衛隊は軍事行動をとることができます。しかし、防衛出動は台湾防衛のためではなく、あくまでもわが国の防衛のためのものであり、米国の作戦計画との整合が取れない可能性がある場合や、米国が積極的に関与しない状況下で、わが国の領域に直接危害が及ぶ状況となることもありうるため、米国の対応の程度や状況の推移に応じた複数のケースを検討し備えておくことが必要であるとともに、米国の作戦計画との整合を図った対処計画を作成すること及び台湾防衛作戦に関連して活動する米国への支援計画を作成することや、関連する日米台の情報共有の枠組みの構築等について提言します。

(3) 国としての総合的対処構想に基づく各種対処計画の策定

台湾危機が生起した場合、台湾の在外邦人の避難・誘導、中国国内の在留邦人や台湾からの避難民等への対処が必要となります。台湾危機やその発生可能性が高まった場合も含め、総合的な視点に立った、政府主導による、関係先との調整に基づくわが国の防衛に関する対処計画、台湾の防衛にあたる米軍支援に関する対処計画並びに付随して生起する可能性がある各種事態に対する対処計画を策定することを強く提言します。

8 防衛力の抜本的強化

防衛力の抜本的強化については、予算面を含め政府主導で推進されてきておりますが、近年では世界経済の影響や円安及び物価高騰が進んでいる状況を受け、海外からの装備品購入に対しては、価格がどんどん高騰してきています。このため一昨年末に策定された防衛力整備計画の目標とする水準を達成するのに支障が出てきています。今後の為替動向は不透明な部分も多いですが、デフレーター決め方を再検討する等により、確実に整備計画目標水準が達成できるよう要望するとともに、防衛力を抜本的に強化するため以下の事項を強く提言します。

(1) 領域横断作戦能力の向上

わが国の防衛力を活用した作戦能力としては、いわゆる陸海空自衛隊の従来から保有している各アセットとそれぞれの活動領域がありますが、近年は宇宙・サイバー・電磁波の新たな領域が関連するとともに従来の活動領域にオーバーラップして影響する広大かつ複雑多様な領域を形成しています。また、ITをベースとする科学技術の進化に連動しAIが浸透する知的フィールドが拡大しつつあります。これらの背景から、各機能を有機的に結合し領域横断的な作戦が効果的に実施できる能力の構築が急務であり、強く提言します。

ア 宇宙領域に関わる取組

宇宙における安全保障の課題として国際的なルール作りが必要であるとともに、宇宙アセットに攻撃を受けた場合の事態認定基準・手続きの検討などを通じ、宇宙における各種機能等の抗たん性及び復元力を高めるための宇宙作戦能力の早期充実が必要であります。また、宇宙作戦能力の整備をより明確に表明し、抑止力としての効果を高めるため、航空宇宙自衛隊への名称変更を速やかに行うことを提言します。

イ サイバー領域に関わる取組

セキュリティ・クリアランス制度の導入をはじめ、サイバー・セキュリティの確保に関する検討を推進するとともに、サイバー領域における攻撃に関しての事態認定基準・手続きの検討推進を提言します。

ウ 電磁波領域に関わる取組

技術開発及び人材育成等の推進及び電子戦能力の抜本的強化を図るとともに、平時からの、民生用の周波数利用と自衛隊の指揮統制や情報収集活動等のための周波数利用との両立を図る必要があります。なお、現状では自衛隊の装備品の使用に必要な周波数はかなり制約を受けていることから、時間による分割や緊急度に応じて自衛隊が優先的に周波数を使用したり周波数帯を拡大したりできるなど、周波数割り当ての自由度を向上させることが必要です。また、核による EMP (Electromagnetic Pulse : 電磁パルス) などへの対処、防護体制づくりの推進について提言します。

エ 情報戦等に関わる取組

情報の有機的な活用としての情報戦の実効性を向上させるため、産官学での取組を推進し、人材育成を加速することや海外コントラクターの導入等について検討することが必要です。さらに、情報戦に係る枠組みを整備し、仮想空間を通じた認知領域に対する情報操作への対応を強化することを含め、内閣官房主導により政府一体となり推進することを提言します。

(2) スタンド・オフ防衛能力等の向上

各種スタンド・オフミサイルの整備は前年度に続き令和 6 年度予算には盛り込まれ、指揮統制機能についても強化されるとともに発射プラットフォームの多様化と目標情報収集や指揮統制機能の充実も図られる方向となっています。一方で、各種アセットを統合運用体制で有機的に活用できるシステムの構築が必要であり、目標識別、武力の志向、指揮統制 (C2 : Command and Control) を含む一連のプロセスとしてのいわゆる「キルチェーン (Kill Chain)」の確立に当たってはサイバー攻撃、電磁波攻撃対処も含めた日米共同対処が実施可能なシステム接続や陸海空アセットの最適な統合ができるよう提言します。

また、統合ミサイル防衛においても、指揮統制システムや、情報の一元化、データの迅速な分析のための人工知能（AI）を活用する等によるキルチェーンの実装化によって反撃能力発揮に必要な能力の整備も必要であると認識します。

（３）無人アセット防衛能力の向上

航空機・艦艇・車両の各分野における無人アセットの早期導入・運用開始のための情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング機能強化や輸送機能を持つ無人アセットの整備のための実証試験が行われる方向ですが、偵察ユニット（有人・無人機）と攻撃アセットの体系的かつ統合運用が可能な効果的かつ効率的な整備について提言します。

（４）陸海空の領域に関わる取組

ア 陸上防衛力の強化の着実な推進（水陸両用作戦能力の強化を含む）

ロシアのウクライナ侵攻に見るように、国土防衛における陸上防衛力の重要性は高く、わが国防衛上の特性からも、主として南西地域における水陸両用作戦能力を更に強化することが必要です。その際に、充実した兵站基盤を備えた機動力と、火力を強化した作戦基本部隊による残存性と継戦能力に富む陸上防衛力の再構築が必要であり、更には海空自衛隊を含めた統合作戦能力の向上及び米軍との連携や共同作戦能力の向上させることが必要であり、陸上防衛力強化を着実に推進することを提言します。

イ 海上交通の保護能力強化の着実な推進

海上交通を保護する意義は、わが国の生存と国家活動維持のための海上物流を維持することや米軍来援基盤を維持することにあります。特に米軍来援基盤の維持、即ち、米本土からの米軍来援部隊の安全を確保する海上交通の保護能力は米軍の来援を確実にするわが国の防衛努力です。したがって、来援の米機動部隊等が活動する海空域の脅威を確実に低減するため、特に対潜戦・防空戦能力を中心とする海上交通の保護能力強化の一層の推進を提言します。

ウ 宇宙領域の活用を含めた警戒監視能力の抜本的な向上

わが国周辺、特に南西地域においては、中国の航空活動が活発な状況が続いており。機種、機数、飛行経路、活動範囲の全てにおいて拡大・増大しています。また、無人機の活動領域等も拡大し、空母による機動力を活用した活動が常態化してきています。このため、長大な第1列島線をカバーしうる地上レーダー、早期警戒（管制）機、空中給油機による警戒態勢強化が必要です。また、これらは統合による自衛隊の活動や米軍との共同作戦実施上の航空優勢を確保するアセットにもなります。さらに、ロシアに加え、中国、北朝鮮も宇宙領域に及ぶ活動が拡大してきており、宇宙領

域把握（SDA：Space Domain Awareness）の強化や情報収集能力等の強化、通信衛星等の抗たん性向上などによる宇宙領域の活用を含めた能力向上を提言します。

（5）機動展開能力の向上

輸送体制の強化（自衛隊海上輸送群新編）と輸送アセット取得推進（各種輸送ヘリコプター）及び民間海上輸送力の活用事業が令和6年度予算では進められる方向ですが、民間輸送力の有事における迅速な転用態勢や枠組みの構築について提言します。

（6）国民保護体制の強化

有事における国民の避難を円滑に実施するには事前訓練を通じた問題点の改善等を国民保護計画にフィードバックすることが重要となります。また弾道ミサイル等の攻撃から国民の生命を守る方策としてシェルターの整備が有効です。これら事項については自治体が国民保護計画の実効性を向上させるとともに、避難施設等の計画的な整備を実施するよう国が支援すること等が必要と考えます。また、防衛省内においても実情に適合した国民保護のため、より具体的な活動計画の策定も必要であり、これら事項を幅広く考慮しつつ、関係省庁を含め、わが国全体として国民保護体制が強化されるよう提言します。

（7）持続性・強靱性の向上

ア 全国駐屯地・基地等の既存施設の強靱化

令和5年度予算で、駐屯地・基地等の全体（283地区）を対象に、集約・建替えなどのマスタープランを3か年かけて作成することとなり、令和6年度以降順次施設整備を行っていくこととしていますが、関連施設整備は合同庁舎の建設を中心とした「集約化」に重きを置く傾向にあります。軍事的には分散することによる被害局限効果もあり、効率性を追求し集約することと、分散防護の考え方とのバランスをとるべきと思料します。

イ 弾薬・燃料等の確保

陸海空関連装備に関わる弾薬や燃料については、防衛力整備計画に基づき段階的に強化されつつありますが、継戦能力を確保できるよう引き続き強化していくことを提言します。なお、為替や景気変動に連動した装備品の購入経費高騰に伴い、その影響が弾薬数や燃料取得量に影響する可能性があるため、目標水準は最低限の基準であると認識していただいた上で装備品の価格変動に対応した柔軟かつ今後強化できるような予算措置がとれるよう提言します。

また、持続可能な航空燃料（SAF： Sustainable Aviation Fuel）など、

持続可能エネルギーの活用等についても燃料の安定的な調達の観点からも考慮する必要があります。

ウ 旧式装備品の保管等による持続性・強靱性の確保

自衛隊の装備品は諸外国の軍事情勢や技術情勢に応じて最新の装備品に更新されてきていますが、更新されるまで使用してきたいわゆる旧式装備品についても有事など状況に応じて活用できるようにし、持続性・強靱性を確保できるようにする必要があります。近年では、旧式の装備品を含む各種装備品の保管技術が進歩してきており、一定の修理等により比較的早期に運用に供する体制を確保できるようになってきています。そのため、修理によっても安全性が確保できない装備品や、他の使用装備との同時使用に障害のある装備を除き、一定数量の旧式装備品を保管する等により、それらを有効に活用し強靱性を確保できるような体制整備を提言します。

また、戦車、艦艇、航空機等大型の装備品では保管場所の確保において十分な地籍が確保しにくい可能性があり、自治体や民間の組織等との調整は必要ですが、小火器やヘルメットなど小型の装備品については、既存の倉庫などの活用等により実現可能性も高いと考えられ、老朽更新の際には廃止対象装備品は全て廃棄するとの考え方を改め、旧式装備品についても積極的に活用するための検討を提言します。

エ 空港・港湾・鉄道等の公共インフラ整備の促進

自衛隊・国土交通省、海上保安庁等のニーズに基づき、空港・港湾・鉄道等の公共インフラの整備や機能強化は逐次行われるとともに、省庁横断的かつ官民連携の取れる体制にはなりつつありますが、輸送機能を運用する態勢を構築するうえで平時からの訓練が必要であり、大規模災害時に公共インフラの柔軟な利活用ができる体制が必要と考えます。また、能登半島地震や北海道胆振東部地震など半島や山間部にも必要に応じ物資等を搬送しうる機能や付随する電源、水道などのライフラインの確保・維持の考え方についても総合的に整理していくことを提言します。

さらに、有事における戦力の機動分散運用（ACE：Agile Combat Employment）等の実施のための空港使用、自衛隊及び米軍による使用のための制度及び体制整備について一層の推進を提言します。

加えて、従前からの経緯や地域事情等によって民間飛行場、官民共用飛行場においても戦闘機が使用できない等の制限がある飛行場があり、このような使用機種の種類制限の廃止や或いは情勢に応じて使用できるようにするなど機動分散運用能力を向上させるための措置の推進を提言します。

オ 通信インフラ等の強化

自衛隊の指揮・通信機能はもとより、政府内各省庁間や各自治体との情報共有機能、更には国民生活全般において携帯電話や SNS、金融関係も含め IT 化されており、災害による電源喪失やサイバー攻撃等による使用制限となる場合、急激かつ広範囲へのダメージが生じるリスクがあります。かかる観点から、政府全体として、官民協力してライフライン維持体制と連動して平素からの代替機能確保について提言します。

カ 装備品に関する相互運用性の向上

米国のみならず同志国との装備品に関する相互運用性を向上させることによって、弾薬、予備部品等を相互に融通することが可能になり、持続性を向上させることができるとともに、世界的・地域的なサプライチェーンの確立にも活用できます。「防衛装備移転三原則の運用指針」においても弾薬等の移転に関する検討を要望するとともに、陸海空それぞれの装備品についても相互運用性が向上できるよう官民協力した活動ができる体制づくりを提言します。

キ 業務従事命令の拡大等による人的防衛力の確保

自衛隊法第 103 条では、自衛隊の行動にかかわる地域（1 項地域：施設等の管理、土地等の使用、物資の保管、収用を命ずることができる地域）と行動にかかわる地域以外の地域（2 項地域：地域内における医療、土木建築工事又は輸送業者に対する業務の従事を命ずることができる地域）が明示されています。そもそも、ロシア・ウクライナ戦争の事例でも明らかかなように、その様相は、領域横断的で、被害は国土全体に及び、行動にかかわる地域とそれ以外の地域とを区別（特に海上では「1 項地域」「2 項地域」の境界そのものが曖昧です。）することは困難です。まず、「1 項地域」「2 項地域」の考え方そのものを見直すことが必要であると提言します。

その上で、台湾危機を念頭にした場合、考慮すべき戦域の特性は連続した島嶼部であり、展開・配置される部隊の装備品・部品等の整備や修理を本土まで輸送して実施することは現実的ではありません。また、特にシステム装備については、システム上のバグの除去等日々のメンテナンスは不可欠です。戦術的には統合運用により機動力を使い前線活動エリアに適時に装備品・部品等を供給し持続性を確保する考え方も必要ですが、前線で活動する部隊にも所定の規模・機能を持たせるなど厚みを持たせることも必要です。例えば、高度にシステム化された現代の装備品は、以前のように部隊の整備員が現地で工夫して整備・修理できるものは少なく、業者による高段階整備が必須となっているのが現状なのです。現状においては、

残念ながら、業務従事命令はいわゆる「2項地域」に限定される上、従事させられる業種も、医療、土木建築工事、輸送業者に限定されています。例えば、損傷・故障した装備品を速やかに復旧させるために、業務従事命令の対象となる民間力に「造修・整備等」の業務等、業務従事命令の対象範囲を拡大する必要があり、現行の法体系の早急な見直しを提言します。

さらに、有事の際には、戦闘の継続に必要な業種について、国外への移転及び人員の出国を制限するとともに、国家資源を戦闘の継続に資するよう振り向ける制度導入を含め、持続性・強靱性を確保した活動範囲と必要な人員の確保ができる制度構築を提言します。

ク 民間力の活用推進

工場を持たない自衛隊は装備品等の高度な整備は民間力に頼らざるを得ない状況であり、有事においても民間力の活用なくしては稼働率の向上を図ることができません。航空機などは世界や地域規模での補給態勢としてサプライチェーンを構築していく動向にあり官民一体となった連携体制をとる流れが強くなってきています。民間力の維持強化のために適切な投資を行う事業が進められていますが更に充実していくことを要望します。

また、平時において役務として整備作業等に従事している人々の有事の際のアウトソーシングとして自衛官または事務官等に準じる身分として国が保証して勤務させる枠組みづくりや、予備自衛官等を拡充する等の検討についても提言します。

9 防衛生産・技術基盤等の強化

(1) 防衛生産基盤に関わる取組

ア 防衛産業活性化のための各種施策の推進

防衛産業については、上向きな景気動向の中で、民生部門への投資に比べ、防衛部門への投資や資源配分が相対的に抑制的になる傾向が強く、防衛装備品の生産ラインへの資源配分が不十分であることなどにより、防衛力の抜本的な強化に対しては、即効性が低い状況となっています。このため、防衛関連企業に対する法人税減免の特例制度の新設及び原材料費等の高騰など契約履行中の経費の流動性、不可避な変動に柔軟に対応しうる予算措置等など各種施策の充実を強く提言します。

イ 適切な調達制度・方式の検討

複数年度にわたる契約をはじめ、中長期的な調達計画をベースとした官民一体となった企業体力の向上施策（中長期的調達計画の開示など企業に対する予見可能性を確保し積極的な設備投資を促進する施策）が必

要です。

ウ 装備品の製造・組立・修理等の予算の安定的確保と計画的な増強

装備品の購入に伴い製造・組立・修理などのいわゆる後方経費・維持管理のための経費が継続的・連続的に必要となります。また、世界的・地域的なサプライチェーンによる、補給態勢をとる装備品もあり、市場における影響や為替変動による影響を大きく受けます。これらのことから、安定的かつ計画的な維持体制の確立と柔軟な予算運用が必要と考えます。

エ セキュリティ・クリアランス制度、サイバー・セキュリティの整備支援

重要インフラへのサイバー攻撃防止のための事前審査制度の対象業種拡大を含むセキュリティ・クリアランス（適格性評価）制度を創設する法整備がなされましたが、今後、多方面に及ぶ安全保障分野のサイバー・セキュリティ態勢を構築するうえで官民の連携を図るとともに、省庁横断的な対応により実効性のあるセキュリティ・クリアランスの体制づくりを図ることを提言します。

（２）防衛技術基盤に関わる取組

ア 装備品の研究開発に関する中長期戦略の策定

統合運用に資するとともに、調達規模や方向性について省庁間で連携しつつ、将来性のある装備品（分野）を発掘し、将来のバーゲニング・パワーになりうる技術や分野を発見していくことにより、中長期的な安全保障分野をリードする技術分野の開拓を図り、民生分野を含め世界的にリードできる我が国の技術力を再興させることが必要です。

また、AIが常用され速いペースで進化していく技術動向や国際的な環境に遅れを取らないようにするだけでなく、新たな技術を先取・開拓するとともに、既存の技術を活用することや、新旧技術の併用・共存システムの活用及び自動化されつつある装備品運用システム（マン・マシン・システム）において、システムに対する人的介入の有効性に再度注目することなどを含めて、我が国が技術的に目指すべき方向を戦略的に定めることを強く提言します。

イ 省庁間及び官民協力による研究開発体制の充実・強化

防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能の抜本的強化として、将来の戦い方を大きく変える機能・技術をスピード重視で創設していく「ブレークスルー研究（仮称）」を行うために新たな研究機関が創設されますが、防衛予算内での適切な資源配分が必要であることや、少ない人的資源の中でいかに研究開発組織やプロジェクトを作るかが課題であり、省庁横断的な連携体制及び官民の協力体制を構築することを強く提言します。

ウ 世界的な各種規格・標準に対する積極的な関与

世界的に影響力の大きい、ICAO（国際民間航空機関：International Civil Aviation Organization）やEASA（欧州航空安全機関：European Aviation Safety Agency）などの耐空性（Airworthiness）基準や、NK（日本海事協会）規格、JIS（日本工業規格）、ISO（国際標準化機構）その他各種標準の管理機構等に積極的に関与し、日進月歩で更新される基準にわが国の経済界や防衛産業、関係省庁も迅速に追従する必要があります。戦闘機の国際共同開発においてわが国の技術を積極的に取り入れていくためにも、世界標準における主導力を持つことが必須であるとともに、防衛装備品に限らず民間航空機や他の民生品についても同様であると認識しています。そのためには、関係機関に防衛省からの人員を常時派遣し影響力を維持できる体制を構築するとともに、各種認証に関する手続き事項に精通したうえで、関連情報に基づき防衛装備品の選定や開発を円滑に進めることにより、宇宙、サイバー、電磁波領域を含む陸海空防衛装備部門の進展と国際的影響力向上を図ることを強く提言します。

（3）防衛装備移転に関わる取組

令和6年度からは、防衛装備移転円滑化のための基金に充てる補助金や装備移転実現可能性調査等に予算が活用される方向であり、防衛装備移転三原則や運用指針の見直しが進められる方向ですが、我が国の経済的な発展や国家関係の構築、安全保障上の我が国のメリット向上に資するため、防衛装備移転戦略策定が必要であるとともに、政府主導のオフセット要求や関係国との戦略的な交渉が必要であり、経済産業省、外務省等を含めた連携態勢がとれるよう提言します。

ア 防衛装備移転戦略の策定

相手国を選定する方針及び基準、国や地域別のロードマップや対象装備品や技術等について方向性を定め、時代とともに変化する環境に対応するための戦略が必要です。

イ 政策推進機能の整備

国家安全保障局、防衛省、経済産業省、外務省等を含めた省庁間枠組みの構築が必要であるとともに、防衛産業や同関連団体との連携、相手国との政府間協議の枠組みの拡充が必要です。

ウ 防衛装備移転管理機能の整備

第三国移転のリスクやチェック体制、わが国の技術的優位性への影響の検討機能や、防衛装備庁の移転管理機能の充実及び防衛装備移転の許可プロセスの明確化が必要です。

エ 情報収集・分析機能等の整備

各国の防衛技術情報や制度、各国のニーズの把握、整理、分析等を行う体制の構築が必要です。

10 人的基盤の強化

(1) 人的資源の戦略的・効果的な配分

自衛官については、防衛省が採用する一方、警察や消防等の職員については、各省庁、自治体等が個別に実施しているのが現状であります。少子化による募集適齢人口が減少するなか、政府が配分計画を作成するとともに、統一採用試験制度の検討を行う等により、国家安全保障の基盤となる人材を確保し、国全体の機能の維持を図る体制の検討を要望するとともに、人材のリソースに厚みを持たせ、隊員のライフサイクル全般において活躍できるよう退職者を含めた専門技能を活用する等、限られた人的資源の戦略的・効果的な配分ができるよう強く提言します。

(2) 自衛隊員法（仮称）の創設等

自衛隊創設以来、国内外情勢の推移に連動し、任務が多様化しているとともに、活動エリアも拡大してきました。また、わが国を取り巻く厳しい安全保障環境の中で、有事はもとより平時においても隊員の生命に直結する状況が生起する可能性も高く、一般職国家公務員はもとより特別職国家公務員に対応する処遇でも十分に対応できないものと思料します。

かかる観点から自衛官の職務の特性に鑑み、給与制度や退職自衛官の処遇等に関する代償機能を一般職国家公務員制度から独立して担保する人事院相当の代償機関を創設するとともに国家公務員法に相当する「自衛隊員法（仮称）」という職員法制定の検討及び規律維持のための罰則を強化した刑法（特別法）の検討等の関連施策の具体化と並行して検討されることを提言します。更に有事を想定した処遇の在り方について検討を始めることを強く提言します。

なお、本提言書第1項「憲法の改正」が実現することによって、隊員の地位や処遇についても見直しの対象となると思料しますが、憲法が改正されるまでに行うべき措置として「自衛隊員法（仮称）」の創設が必要と認識しています。

(3) 退職自衛官を防衛力そのものと捉えた新たな制度の検討

少子化が進み、現状においても既に人材確保が危機的な状況であります。今後さらに人材の確保・維持が難しくなるとともに、安全保障環境もますます厳しくなることから、有事において、人的防衛力を確保するとともに、人的防衛力損耗時の迅速な補充ができる体制の構築が必要であり、平時か

らも、既に存在する経験値の高い人材を主として確保し活用できる体制を造っておくことが必要と考えます。

これらの視点から、退職した自衛官の活用を図るための制度作り及び自衛隊で長年培った知識・技能等をもつ有為な人材を情勢に応じ登用できる施策の推進を提言します。

有事を念頭にした場合、我が国の限られた人的資源を前提とすれば、防衛力の拡張性を確保することは必然であり、自衛隊における職能と経験を持つ退職自衛官を最大限活用すべきであり、退職自衛官を適切に処遇した上で、一定の年齢までは、有事の際にも自衛官として招集できる体制を構築することを提言します。

ア 防衛力そのものとしての退職自衛官の登用

自衛隊の現場においては、増大する任務を完遂するため限られた定員の中で自衛官が奮闘しています。このため、戦闘・戦闘支援・後方支援任務等多種多様な任務の内、真に自衛官が必要な業務を厳選しアウトソーシングできる分野は努めてこれを断行し、真に必要な分野での充足を高める等の施策が必要と考えます。自衛隊の現場で得た経験を再度自衛隊に還元する再雇用制度とは違う枠組みの創設が急務です。例えば、防衛省・自衛隊と協力できる外郭団体等（特別法人等で、団体職員の大半が予備自衛官）を創設して、例えば、事務、整備、警備、教育等の分野で人材を確保し、短期間に自衛隊の業務を担当できる制度や組織の創設が必要と考えます。

イ セキュリティ・クリアランス制度導入への対応

セキュリティ・クリアランスを確保することにより情報や各種体制が保全されますが、自衛隊員として適格性が維持・更新されていても、退職時には自衛隊員の身分を失うとともに各種資格が失効するなかで適格性についても失効します。一方で防衛関連企業等へ再就職する際には業務内容によっては適格性の再取得が必要になるか、適格性の必要な部署への配置が制限されているのが現状です。セキュリティ・クリアランス制度の早期導入を要望するなかで、即戦力として活用しうる退職自衛官にも制度を継続（更新）適用ができる制度設計を提言します。

ウ 在職時部内資格の公的資格への書き換え

在職時に取得した、例えば航空整備士などの部内資格などについて、退職に伴う公的資格への書き換えの推進等を要望します。即ち、自衛官時代に資格に基づいて実施してきた業務に類似するか同種業務に従事する場合はもとより、退職をもってその職を離れ、新たな別種の職業に再就職するケースであっても、有事における補填や活用を円滑に行えるような処

置が必要と考えます。例えば、部内資格を公的資格に直接書き換えられるものは書き換えにより繋ぎ、条件を改めて指定して切り替えられるものは切り替え、業務連続性がない再就職隊員や事業従事者には、いわゆる中断証明のような形で部内資格を公的資格に繋がられるよう留保できるようにするなど、省庁間横断での資格継続や書き換え処置ができるよう提言します。

(4) 平素からの人的防衛力の確保・育成

前(3)項は、主として退職自衛官の活用についての提言ですが、本項では、法改正を含み、主に現体制からの改善事項として予備自衛官等を含む現職の自衛官を中心とした人的防衛力の確保と育成に関し提言します。

ア 多様な人材確保のための採用制度検討推進

新たな領域における活動の実効性を向上させるため、中途採用等を含めた多様な人材確保のための採用制度の検討推進を提言します。

イ 部外委託の推進

人材確保、充足が厳しい環境やVR、ARやオンラインを活用した教育ができる環境になりつつある状況に鑑み、後方や教育現場を中心として、元自衛官の活用も視野に入れた部外力の活用を推進することが必要であり、防衛省内の制度設計に限らず、関連企業や他省庁との連携を強化することを提言します。

また、退職自衛官の保有している資格や技能を把握できる体制を作り、再就職先での業務内容等を考慮し、部外委託事業のニーズに応じて適材適所に退職自衛官を活用しうる体制構築が必要であります。事務関連の業務のほか、整備、警備、教育等の分野において、退職自衛官が長年築きあげた知識技能を発揮できる制度や枠組みを構築することを提言します。

ウ 採用基準の見直し

隊員の採用時身体基準を見直し、職務内容によっては採用身体基準を緩和することにより、特定の技術に秀でた人材をできる限り排除することなく確保するとともに、事務・教育分野等業務内容によっては実力を発揮しうる人材を確保できるよう、身体障害者の採用範囲・規模の拡大を図ることを提言します。

エ 予備自衛官制度の充実等

前(3)項には退職自衛官を予備自衛官として位置付けるための検討を提言していますが、前(3)項の提言に基づく施策が実現するまでは、現行の予備自衛官制度の充実等についても推進していくことが必要と考えます。高度の資格、技能を有する質の高い人材を平素から確保していくことが重要であるとともに、前イ項でも示す通り、アウトソーシングに予備

自衛官を活用することは、有事における業務継続性の確保に有効と考えます。また、昭和62年度改定から据え置かれている予備自衛官手当の増額をはじめとする処遇の改善、また、予備自衛官補の技能区分の拡大や、雇用企業への給付金制度の対象や期間の拡大等、官民一体となった体制の整備を提言します。

オ 再就職支援等の拡充

企業、業界団体等との連携の強化を図るとともに、職業訓練機会、進路指導体制の充実を図る必要があります。さらに、防衛省・自衛隊と協力できる外郭団体等（特別法人等）を創設して、退職自衛隊員を会員としてして登録し再就職等を含む終身支援を行い、自衛隊員の魅力化に資するよう再就職支援等の省庁・官民連携できる枠組み作りが必要と考えます。

カ 事務官等の定員合理化適用除外

事務官等においても有事所要を基準とする人的基盤であり、事務官の定員合理化の適用除外とすることを提言します。

(5) 隊員の処遇等に関わる取組

隊員の処遇等を向上させることは、まさに少子化に伴い人的防衛力を確保するのが厳しい状況では必須と考えます。一方で、処遇の改善は前(1)項から(4)項までの改善提言とも連動しますので、現状の以下の問題点の改善については、政府主導による法改正や関係省庁との連携推進による取組深化を提言します。

ア 自衛官に対する年金の拡充等制度の見直し

若年で退職する自衛官の年金上の不利益を補充するため、恩給に準じた優遇された年金制度の検討や、退職後も状況によっては任用されること等を考慮すると60歳以降にも拡大された若年定年退職者給付金の枠でも十分対応できないことを踏まえた、現状の老齢厚生年金・退職年金の拡充など、自衛官の職責等を考慮した年金制度の拡充や土地建物の確保や転居等に伴う税制優遇などの制度改正等を提言します。

イ 家族支援等施策の拡充推進

防衛協力諸団体の窓口を防衛省施設内に設置すること等により、災害等部隊出動時の家族及び部隊支援等を容易にするとともに、隊員と協力諸団体との連携を強化し、子育て世代隊員家族を中心とする緊急登庁、学童保育などの支援体制並びに防衛協力諸団体～自衛隊各部隊間における家族や退職自衛官等に関する情報共有及び連携体制を拡充強化することを提言します。

ウ 各種手当の拡充等

各種乗組員手当、水陸機動団勤務隊員手当等の増額やレーダーサイト

勤務隊員やレンジャー、訓練中隊員の手当の新設等については令和6年度予算でも見直されてきていますが、まだ十分とは言えず、一例として留学隊員や連絡官への家族手当の新設、前(4)項の予備自衛官手当の増額等を要望します。また、単身赴任手当の水準の向上をはじめ、全国的な物価上昇への影響や消費税賦課の影響などを総合的に見直したうえで、現行の手当全体の水準向上を提言します。

エ 育児・介護等との両立支援の充実

育児休業を取得しやすい勤務環境を構築するとともに、庁内託児施設の整備を促進するとともに、長子隊員の増加に伴う影響や高齢化の影響を含め身内の介護への影響を低減できる勤務地管理やライフプランナー等を活用できる体制づくりを推進することを提言します。

オ 栄典・礼遇に関する施策の推進

隊員の使命感を醸成しうる栄典・礼遇に関する施策推進を提言します。

- ・ 叙勲対象者の数的拡大、対象範囲の拡大、上位等級への位置づけ見直し
- ・ 危険業務従事者叙勲制度開始前の退職者への叙勲対象者の拡大
- ・ 防衛功労章等の更なる拡充（付与機会の拡充及び部隊功労章の拡充）
- ・ 高齢者叙勲制度の適用
- ・ 統合幕僚長の認証官への位置づけ
- ・ 賞じゅつ金の増額等の検討（授与要件や金額の見直し）
- ・ 民間の協力者（団体含む）への褒章の拡充（対象や授与数の増加）
- ・ 退職隊員の退職後の防衛省・自衛隊等への貢献を考慮した叙勲の実施

カ メンタルヘルス体制等の強化

メンタルヘルス教育やハラスメント教育の体制は逐次整備されてきていますが、臨床心理士等の増員を図る方向などに加え、自衛隊任務の厳しさや特性等に対する隊員の適応能力を高める観点及びハラスメントの予防の観点から、レジリエンス・トレーニング（注）の普及促進を提言します。

（注：レジリエンス・トレーニングとは「回復力」「弾性（しなやかさ）」を向上させ、困難な問題やストレスに遭遇してもすぐに立ち直ることができるように教育・体験を通じて学ぶもの。なお、同トレーニングには、ハラスメント防止に繋がる、「アンダー・マネージメント」や「傾聴」などのトレーニングも含まれている。）

(6) 有事における人員の確保

前(3)項において退職自衛官の活用の制度化等に関わる提言として、定員外の常備予備自衛官としてアウトソーシングされた人材を、例えば、事務、

整備、警備、教育等の分野で確保するとしていましたが、主にこれらの分野について従来から自衛隊を支えている部外組織に対しても、状況に応じ支援体制を確保するなかで活動制限を設け人員を確保することが必要と考えます。ウクライナでも60歳以下の男子に出国制限を設けているように、わが国でも同様に例えば出国制限を設ける等により、必要に応じて自衛隊の活動を支援できる人員を確保できる施策を提言します。

(7) 戦闘における殉職者に関わる取組

「戦闘で殉職した隊員」即ち「戦死者」の追悼の在り方を検討し、国としての基本方針の確定を提言します。また、「戦没者遺骨収集法」に定める収集の実施にあたり、自衛隊による輸送等の支援、併せて全国に存在する旧陸海軍墓地、追悼施設等の維持についての協力を提言します。

結びにかえて

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のなかでわが国の平和と独立を守るためには、自衛隊を中心とする防衛力による備えと対処を行うとともに、わが国として、国民一体となり総合力を発揮することにより国際的なリーダーシップを発揮することが必要であり、総合的抑止力を発揮していくことが不可欠と認識します。そのためには、政府を中心とした省庁間の周密な連携体制及び官民をはじめさまざまな機関の連携体制を確立することが必要です。また、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を遺憾なく発揮するとともに、これらの要素を有機的に関連させ戦略的に発信できる体制が不可欠です。

また、安全保障において中心的役割を担う防衛力の抜本的強化を行う上では、領域横断的な作戦に資する装備品の強化はもとより、持続性・強靭性を強化するとともに、活動の基盤となるべき各種要素の土台を強化することが必要であり、特に防衛力の根幹を担う「人」、すなわち人的基盤の強化が最重要となります。さらに人的基盤の裾野は、自衛隊員から、省庁間連携・官民連携により、国民全体に広がっていくべきと考えます。国民が力を合わせて総合力を発揮しわが国の防衛を支えていくことが必要となってきました。

このような現状認識と問題意識を背景として、関連法整備や防衛力整備について処遇改善等を含みつつ本提言書には記しておりますが、これら多くの改善要望において、根源となるところは、憲法の改正が実現し、自衛隊の地位・役割が明確化されることであり、自衛隊員はもとより国民全体がわが国を守るという高い意識や強い使命感を持つことであると認識します。まさに憲法の改正が、各種提言の前提や背景であり、むしろ出発点といっても過言ではありません。

わが国の安全保障において、防衛省・自衛隊がその中心的役割を果たすのは勿論ですが、わが国としては、国民一丸となり、多方面かつ多くの分野にわたる組織の能力、実力をお互いに引き出し支え合いながら総合力を発揮していくことが必要です。総合力発揮のためには自衛隊の人的防衛力の強化・充実を中心とした、人的基盤の強化が最重要と認識しています。

自衛隊退職者団体として、私たちも引き続き全力で現役自衛隊員やその家族及び地域の活動を支えてまいりますし、退職自衛隊員としての経験や気概をもって土台を支えつつわが国の安全保障を支えてまいります。本提言書が、わが国の安全保障の基盤を強化し、わが国の平和と安定を末永く維持していくための一助となれば幸いです。

引き続きご指導ご支援のほどよろしくお願いいたします。